

地域・職域連携推進事業について

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

保健指導室長

山田 敏充

地域・職域連携推進事業の開始の背景

<青壮年層を対象にした保健事業>

健康増進法や労働安全衛生法、健康保険法等に基づき行われているが、根拠法令によって目的や対象者、実施主体、事業内容がそれぞれ異なる（制度間のつながりなし）。

そのため、

- 地域全体の健康状況が把握できない
 - 退職後の保健指導が継続できない
- などの問題が発生

問題解決のために

地域保健と職域保健が**連携**し、
健康情報と健康づくりのための保健事業を共有

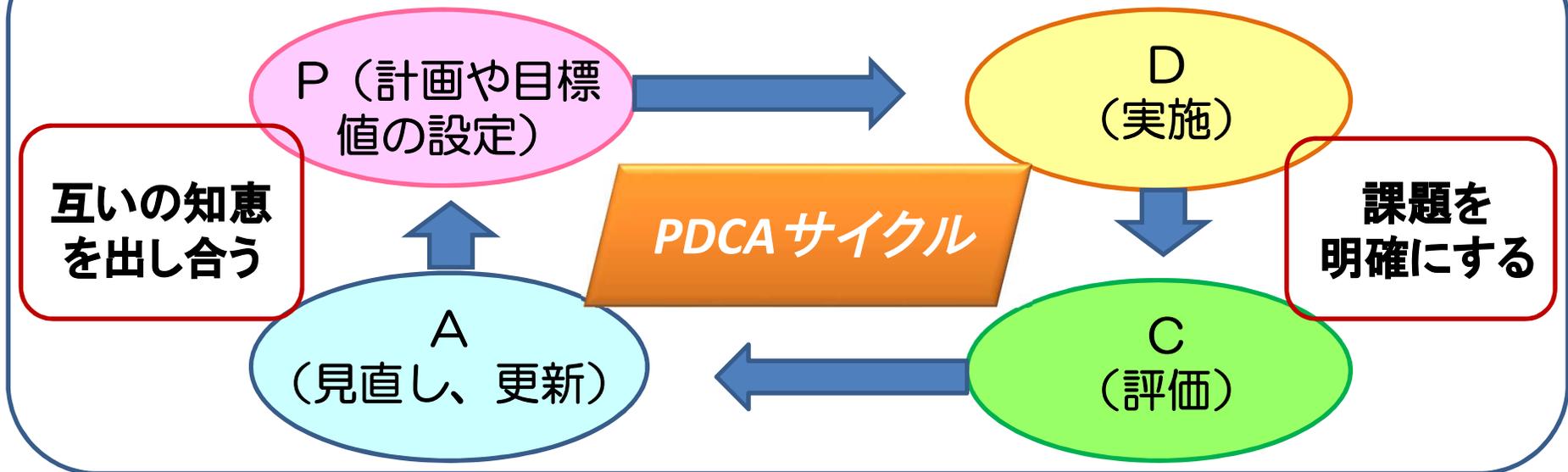
連携の基本的な考え方

地域保健と職域保健における

「連携」とは・・・

健康教育、健康相談、健康情報等を共有化し、より効果的、効率的な保健事業を展開すること

情報交換・理解しあう場 = 地域・職域連携推進協議会



地域・職域連携推進協議会における取り組み

●がん

- ・特定健康診査との同時実施などがん検診の受診率向上への取り組み
- ・職域を含むがん検診受診率の把握
- ・がんに関する正しい知識の普及

●自殺・メンタルヘルス

- ・うつ病等に関する正しい知識の普及啓発
- ・事業主、従業員等に対する研修
- ・休職や離職をした人、その家族への継続的な支援体制の構築
- ・地域・職域におけるメンタルヘルス対策に関する情報提供

●肝炎

- ・肝炎ウイルス検査の受検促進に関する取り組み
- ・労働者の受診環境の整備、正しい理解の普及

●特定健康診査・特定保健指導

- ・受診率、利用率向上のための取り組み
- ・ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを連動させた取り組み

●たばこ

- ・事業所における受動喫煙防止対策の促進に関する取り組み
- ・禁煙支援のための体制整備

●歯周疾患

- ・歯周病に関する知識の普及
- ・歯周疾患検診の受診促進

●新型インフルエンザ

- ・事業所等への研修等や知識の普及啓発
- ・地域からの発生動向等の最新の情報提供
- ・事業所における事業継続計画の策定の促進

地域・職域連携推進協議会の設置

地域保健法第4条に基づく基本指針及び健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、地域と職域の連携推進にあたり、関係機関等から構成される協議会等の設置が位置づけられた。

- 都道府県及び2次医療圏単位に設置
- 地域・職域連携共同事業（連携事業）の企画・実施・評価等の中核的役割を果たす。
- 各地方公共団体の健康増進計画（健康日本21地方計画）の推進に寄与することを目的とする。

参考

○**地域保健法第4条に基づく基本方針**(最終改正:平成24年7月31日厚生労働省告示第464号)
(地域保健対策の推進に関する基本的な指針より抜粋)

第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

四 地域保健、学校保健及び産業保健の連携

1 地域保健と産業保健の連携を推進するため、保健所、市町村等が、医療機関等、健康保険組合、労働基準監督署、地域産業保健センター、事業者団体、商工会等の関係団体等から構成する連携推進協議会を設置し、組織間の連携を推進すること。

○**健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針**

(健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針より抜粋)

第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項

7 (省略)地域・職域の推進に当たり、健康診査の結果等に関する情報(以下「健診結果等情報」という。)の継続、健康診査の実施等に係る資源の有効活用、自助努力では充実した健康増進事業の提供が困難な健康増進事業実施者への支援等の観点から有益であるため、関係機関等から構成される協議会等を設置すること。

都道府県協議会の役割について

- 各関係者の実施している保健事業等の情報交換、分析及び第三者評価
- 都道府県における健康課題の明確化
- 都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等の協議
- 各関係者が行う各種事業の連携促進の協議及び共同実施

等

2次医療圏協議会の役割について

- 2次医療圏固有の健康課題の明確化
- 共通認識として明確化された健康課題に対して、各構成機関・団体として担える役割の確認と推進
- 健康づくりに関する社会資源の情報交換、有効活用、連携、調整
- 健康に影響を及ぼす地域の環境要因に関する情報交換、方策の協議、調整
- 具体的な事業の企画・実施・評価等の推進及び事業に関する広報

等

都道府県協議会の構成メンバーについて

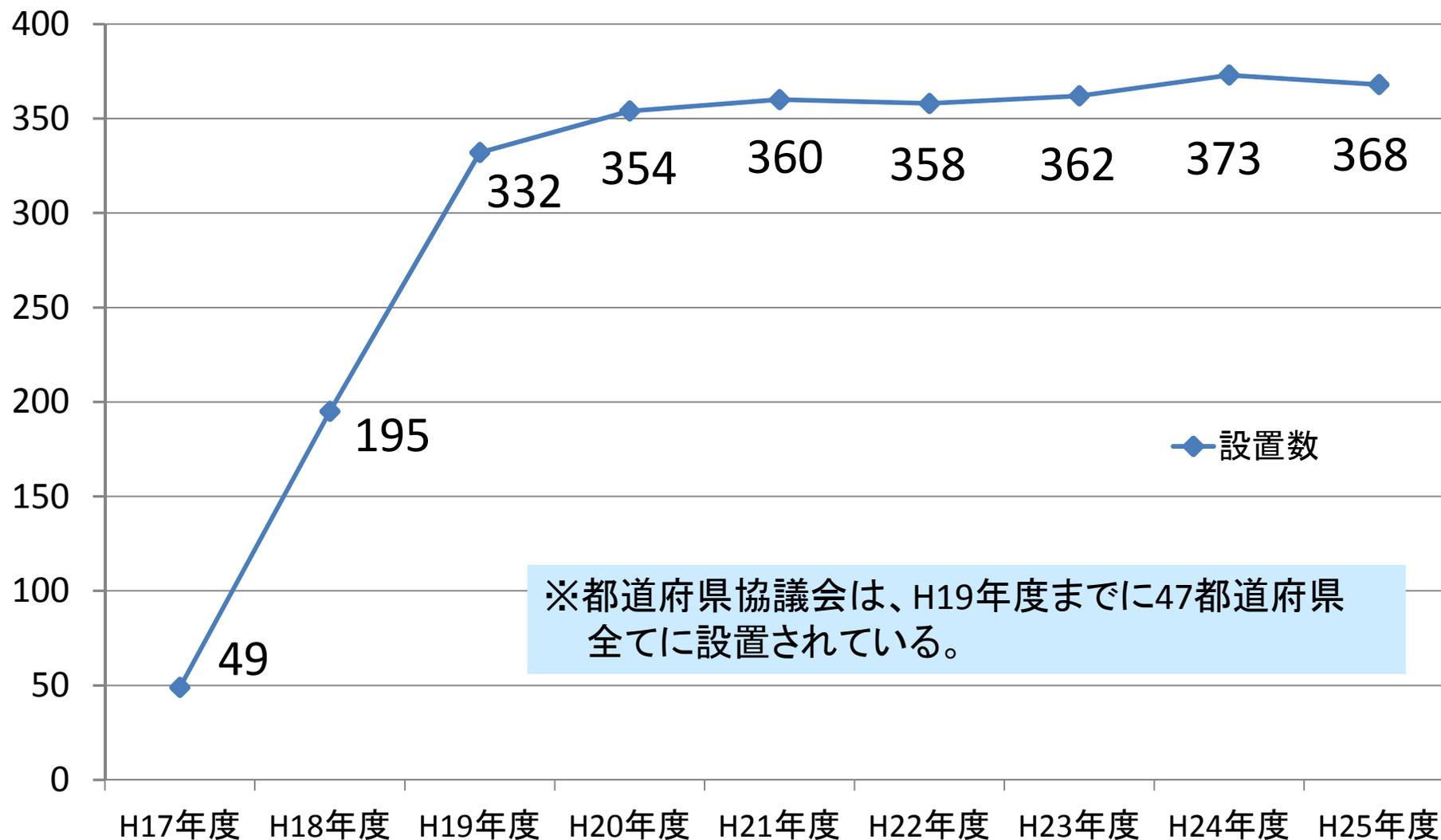
地域保健	都道府県担当課 保健所 市町村 等	
職域保健	事業所の代表 社会保険事務局 社会保険健康事業財団都道府県支部 労働局 産業保健推進センター 健康保険組合連合会 共済組合連合会 商工会議所・商工会連合会 農業・漁業組合連合会等 等	
その他関係機関	医療機関(健診機関等) 国民健康保険団体連合会 都道府県歯科医師会 都道府県看護協会 社会保険協会	労働衛生機関(予防医学協会等) 都道府県医師会 都道府県薬剤師会 都道府県栄養士会 大学・研究機関 等

2次医療圏協議会の構成メンバーについて

地域保健	保健所 市町村 等
職域保健	事業所 社会保険事務所 労働基準監督署 地域産業保健センター 国民健康保険組合 健康保険組合 共済組合 商工会議所・商工会 農業・漁業組合等 等
その他関係機関	医療機関(健診機関等) 郡市医師会 郡市歯科医師会 都道府県薬剤師会地区支部 都道府県看護協会地区支部 都道府県栄養士会地区支部 住民代表 就業者代表 食生活推進協議会 大学・研究機関 等

地域・職域連携推進協議会設置状況 (平成25年10月1日現在)

(箇所)

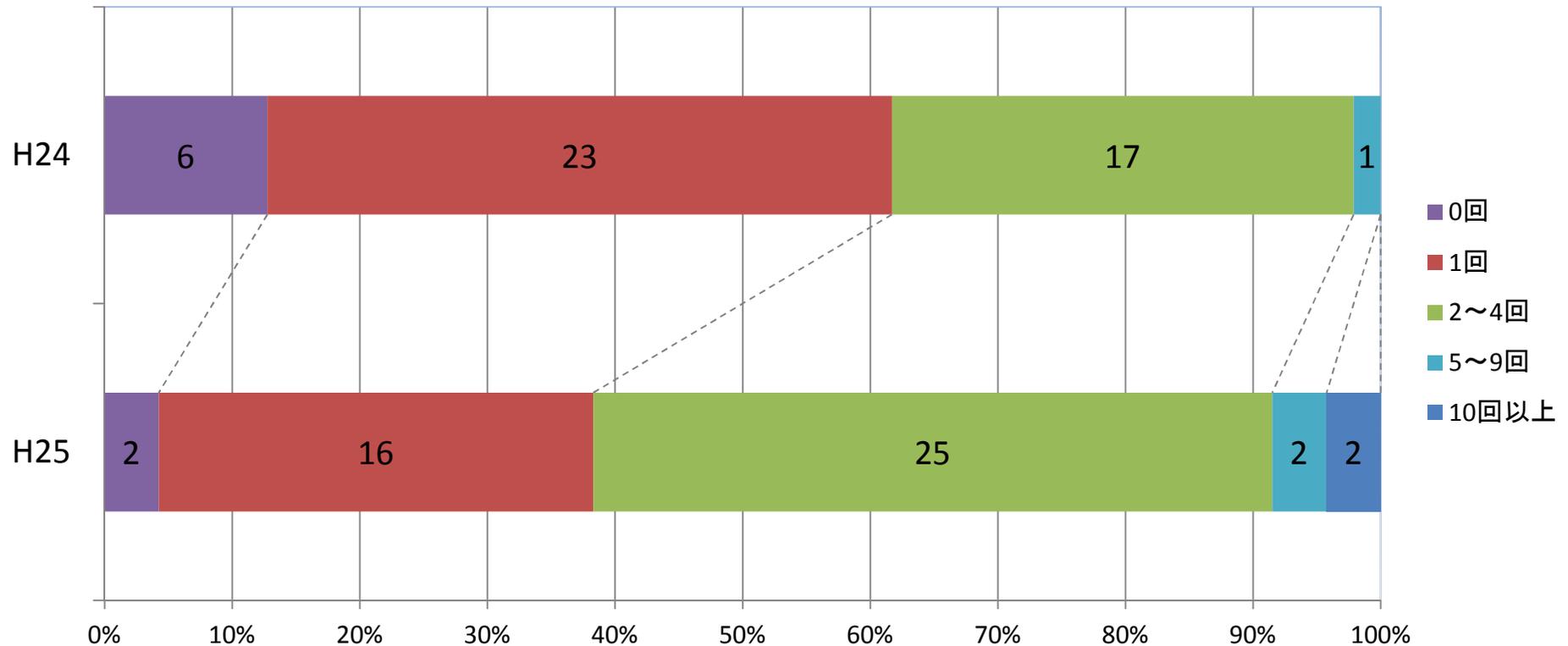


※上記グラフには、都道府県協議会の数は含まれない。

協議会開催回数

○都道府県協議会開催回数

N=47



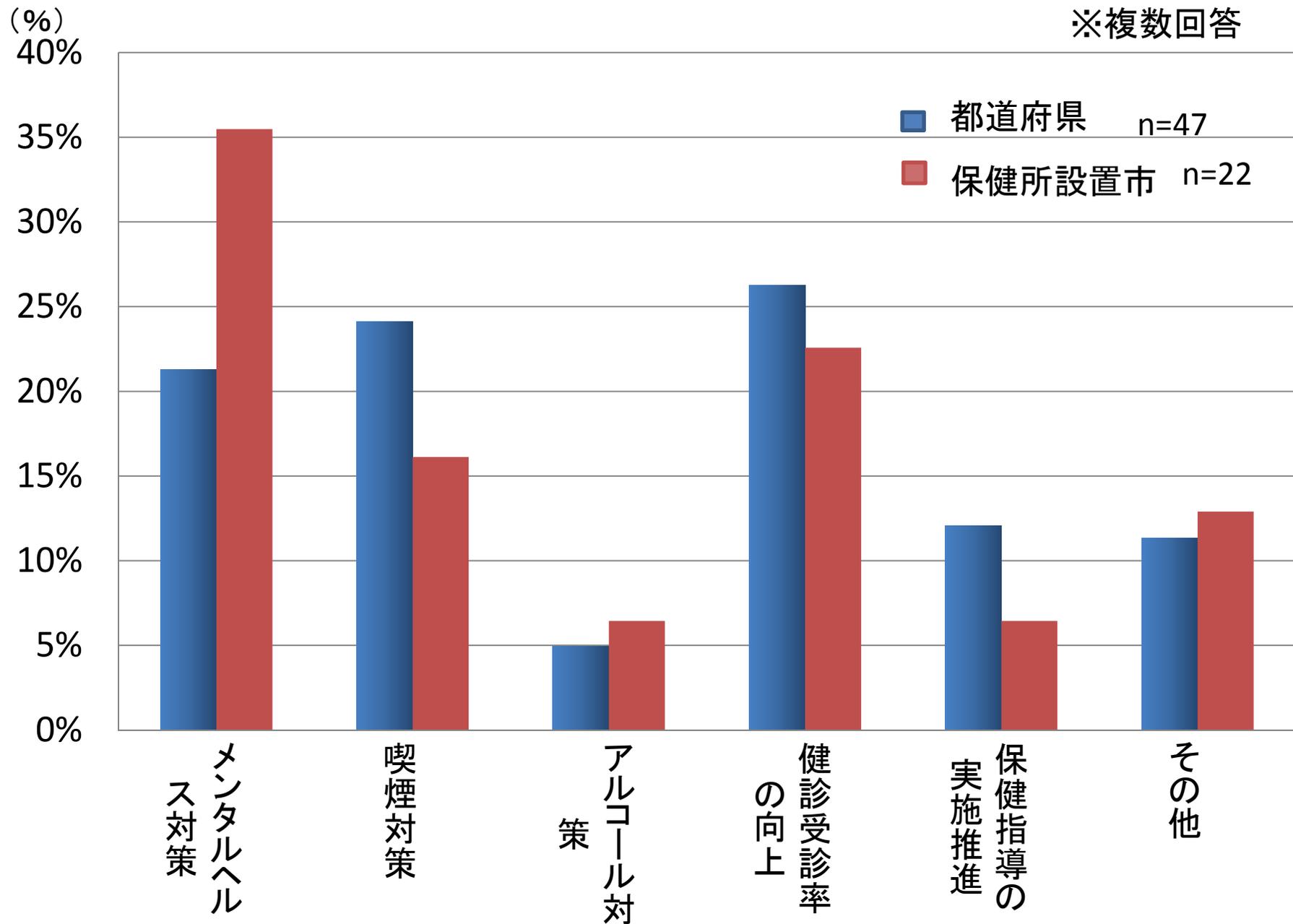
○二次医療圏協議会開催回数

(保健所設置市・特別区設置の協議会を含む)

H25年度 487回 (参考: H24年度 429回)

地域・職域連携推進協議会における取組テーマ

※複数回答

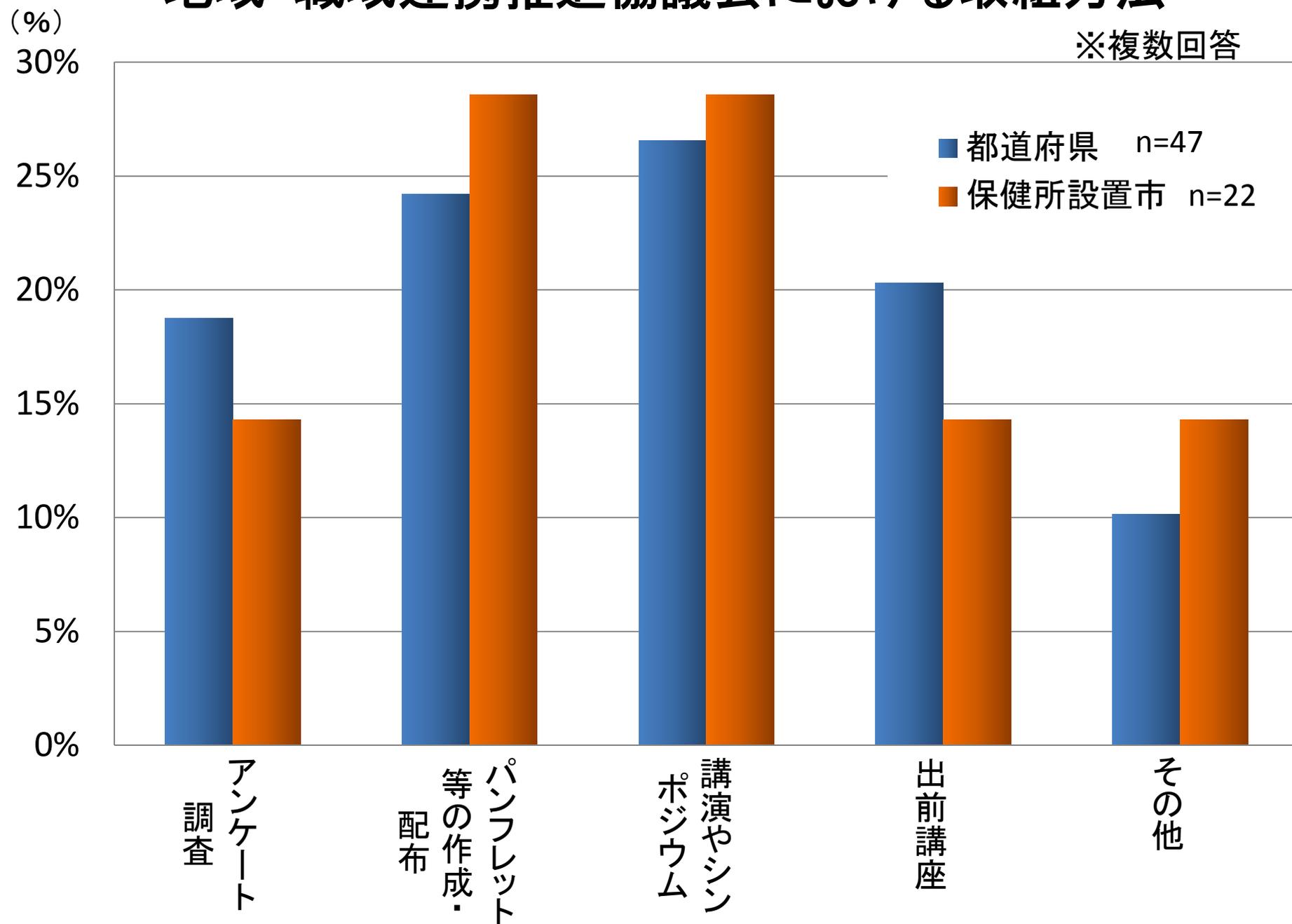


その他の取組テーマ

- 特定健診・保健指導の分析・評価
- メタボリックシンドローム対策
- 糖尿病対策、慢性腎臓病対策
- 肝疾患対策
- 運動、食生活、歯科保健
- 災害時対策
- 健康増進計画、がん対策推進計画 等

地域・職域連携推進協議会における取組方法

※複数回答



その他の取組方法

- 研修会の開催
- 健康づくり担当者交流会、懇談会の実施
- 会議での協議、関係者による検討会の実施
- 保健所ホームページへの掲載
- 産業安全衛生大会等イベントでのブースの出展
- 統計データの分析
- 健康チャレンジ週間の実施
- ウォーキングイベントの実施
- 事業所ヒアリング、事業所の表彰
- メーリングリストの活用
- 健康づくり推進実施計画の策定、冊子の刊行 等

地域・職域連携推進事業における 自殺・うつ病等対策の強化

保健所 うつ・精神

既存の地域職域・連携推進協議会に以下の支援実務者の追加

民生委員

市町村
(担当保健師)

学識経験者

病院・診療所
(精神・診療内科)

産業医

産業保健師

消防

薬局

警察

NPO・ボランティア

事業所労務担当者

地域産業保健センター

自死遺族の会



連携

労働
過労・失業
経営不振

学校
いじめ

弁護士会
多重債務

会議の内容

企業(特に中小民間)の休職者等に対する支援実務者の連携・強化を図る
○情報、課題の共有 ○事例検討会の開催
○自殺未遂者等一人ひとりの状況に応じた検討

地域の実情に応じた具体的な自殺・うつ病予防対策

○調査研究事業 ○地域産業保健相談・マネジメント事業 ○環境整備事業

自殺予防対策に関する行政評価・監視〈結果に基づく勧告〉

背景

- 政府は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき策定した「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定)において、平成28年までに、17年の自殺死亡率(25.5)を20%減少させるとの数値目標を設定
- 年間自殺者は、平成17年以降、ほぼ横ばいが続き、ここ2年は減少しているものの、以前として3万人超
- 各府省が実施している自殺予防対策に関する施策及び当初予算額
平成23年度11府省庁・132施策(約149億6400万円)

主な勧告事項

- 1 自殺予防対策に係る効果的施策の推進
- 2 自殺に関する相談事業を実施する民間団体に対する支援の一層の充実
- 3 関係機関相互の連携の一層の推進等**
- 4 自殺予防に関する普及啓発の一層の推進
- 5 東日本大震災に関連した自殺を防止するための取組の一層の推進

調査の概要

- 調査実施時期: H23年5月～24年6月
- 調査対象:
内閣府、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省
- 関連調査等対象:
都道府県(24)、政令指定都市(6)、独立行政法人(3)、民間団体等(52)
- 主な調査事項:
 - ①関係機関における自殺予防対策に係る施策の取組状況
 - ②東日本大震災に対応した自殺予防対策の取組状況 等
- 動員局所:
管区行政評価局 6局
四国行政評価支局
沖縄行政評価事務所

【勧告日】平成24年6月22日
【勧告先】内閣府、文部科学省、厚生労働省

自殺予防対策に関する行政評価・監視〈結果に基づく勧告〉

3. 関係機関相互の連携の一層の推進等

調査の実施

- 厚生労働省における地域保健と産業保健との連携による自殺予防対策の実施状況等
- 地方公共団体における地域保健と産業保健との連携による自殺予防対策の実施状況等



所見及び対応

- 地域・職域連携推進協議会における地域保健と産業保健との連携による自殺対策について、地域・職域ガイドライン等に明確に位置付ける必要がある。
⇒**地域・職域連携推進事業実施要綱の一部改正(局長通知)**
- 具体的な連携方法や連携の取組事例の地方公共団体への情報提供を一層推進する必要がある。
⇒**地域保健と職域保健との連携によるメンタルヘルス対策の方策例の提示(事務連絡)**

地域・職域連携推進事業実施要綱の一部改正 (抜粋)

3 事業内容

(3) 地域・職域連携推進協議会及び二次医療圏協議会には、必要に応じ、自殺・うつ病等を含めたメンタルヘルス対策のための情報、課題の共有や事例検討会を開催し自殺未遂者等一人ひとりの状況に応じた支援計画の検討を行うための支援実務者を構成員として参画させることができる。

また、地域・職域連携推進協議会及び二次医療圏協議会は、メンタルヘルスに対する相談機関及び医療機関の連絡先等の情報をとりまとめ、地域住民に対し情報提供等を行う。

なお、本事業において、メンタルヘルス対策を実施するにあたっては、別途発出する事務連絡も参考の上、地域の実情に応じた事業を推進されたい。

地域・職域によるメンタルヘルス対策における方策例 (抜粋)

2 一次予防対策

○事業場における研修会・セミナーの共同開催

- ・地域産業保健センター等の担当者と保健所または自治体等が、労働者に対する研修会等を共同で開催する。
- ・労務管理者向けのセミナーを事業場の人事担当者・産業医・衛生管理者等と、自治体が共同で開催する。

自治体保健師等は、健康づくりの大切さ、身体症状(不眠や体重減少)への気づきが早期発見に繋がること、家族を含めた支援の必要性に加えて、相談窓口の紹介などを行うことが考えられる。

4 ソーシャルキャピタルの育成・活用による対策

○ゲートキーパー養成講座の紹介

- ・自治体が開催するゲートキーパー養成講座等、精神保健に係るボランティア育成講座等について、地域・職域連携推進会議等を通じて情報提供する。

○退職者の地域での活躍を促進するための連携

- ・退職後の引きこもりを予防し、地域の人的資源としての活躍を促進するため、自治体による、健康づくり講座、地域貢献活動の紹介等、地域とのつながりが早期に持てるように自治体関係者が情報提供する。
- ・退職者向けセミナー等で自治体関係者が、ゲートキーパー養成講座等、精神保健に係るボランティア育成講座等について情報提供する。

平成26年度 地域・職域連携推進事業 概算要求額:50百万円

地域・職域連携推進事業

都道府県地域・職域連携推進協議会

〈地域〉
・都道府県
・保健所
・福祉事務所
・精神保健福祉センター
・市町村
等

〈関係機関〉
・医師会
・歯科医師会
・薬剤師会
・看護協会
・保険者協議会
・医療機関
等

〈職域〉
・労働局
・事業者代表
・産業保健推進センター
・メンタルヘルス対策支援センター
等

主な事業内容

- 地域・職域連携により実施する保健事業等について企画・立案、実施・運営、評価等を行う
- 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討 等

2次医療圏地域・職域連携推進協議会

〈地域〉
・保健所
・市町村
・住民代表
・地区組織等

〈関係機関〉
・医師会
・医療機関
・ハローワーク等

〈職域〉
・事業所
・労働基準監督署
・商工会議所
・健保組合
・地域産業保健センター
等

主な事業内容

- 特定健診・保健指導の結果データ等を基に、管内の事業の評価・分析
- 特定健診・保健指導、各種がん検診等の受診率向上のための情報収集・共有
- 共同事業の検討・実施 等